代のカモから伝えられる、神の御心を鎮め慰める人馬による神事であろう。

尻が乗馬で一頭ずつ駈け抜ける「山駈け」神事が行なわれる。これこそが古

写真は、その直前に行なわれる奉行の祝詞奏上と乗尻の祈り、

意のあらわれであり、真に喜ばしく感じてい

て各地で活発に活動してゆこうとされる熱

葵祭社頭の儀の最後に走馬が行なわれるが、その後さらに御阿礼所の前を乗

会だと

財団法人

賀茂県主 同族会

# 発行所

暑中お見舞申し上げます。 副理事長 西池成晃 四号発刊にあたって

員として心から厚くお礼を申し上げます。 とができました。これもひとえに会員の皆様 ご活躍のこととお慶び申し上げます。 会の次代を担う中堅、若手会員が大いに意見 のご指導とご協力のたまものと執行部の二 を出し活動をするようになりつつあります。 同族会だより(仮称)も四号を発刊するこ 現在の同族会の動きを概観しますと、同族 会員の皆様には盛夏の中を益々ご健勝で

ています。 れば)門戸を開く等、賀茂同族の総力体勢を ら検討し、新たに女子へも(条件が満たされ 構築しやすくする方向で取り決めがなされ 系図名簿チームでは会員の資格基準を自 例えば、

諸氏がグループを結成され、諸々の同族会活 動を活発にやってゆこうという気運にある と伺っています。 これは賀茂同族が地域的遠隔の壁を越え また東京では関東方面に在住される会員

が選ばれました。次号から使用し 新「紙名」について ページのシンボルマークに同じ たいと思います。 応募戴いた「16」紙名の中から 「賀茂県主だより」(藤木襄治氏 (審査方法は三 ます。

と思います。 読みいただければおわかりいただけること 持ち整然として奉仕を行う方向にあります。 十五年当時の任意団体賀茂県主同族会当 先輩が指向された方向に比べましても も活用し、対応し出していますことも特徴と の奉仕につきましても従来以上に主体性を 言えましょう。何れも本紙の会務報告等をお なお、これらの活動へは若手が情報機器を さらに最近は賀茂社神事への同族会から 一方、これらの活動現況は過去に先祖、

ながらより一層立派な団体に作り上げてゆ くほか道はないのであります。 この同族会は同族全員が結束し、 参加をし

歴史をもった同族会であります。 なわれようとする、我国でも稀な、 数年後には中興の祖在實卿の千年祭が 誇るべき 行

せんか。 欲を有する同族会にしてゆこうではありま 義な文化活動団体として存在できるよう、若 手の多面的な能力を活用し強力な組織と意 にその千年後においてもなお社会的に有意 今後世の中がどのように変化しようと、 更

し上げます。 皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申 全員のご参加を切にお願いする次第です。 はありません。 の活動内容)量、

質ともに決して劣るもので

配

時 和 諸 での日曜、祝日と土曜日の十二日間を

## 平成十 年競馬会神事

理事長 関目 季弘

は今年で九百六年を迎えました。 されていた競馬が賀茂社に移されて 族会会員が所役、 神事は五月一日、 から連綿と続けられてきた賀茂競馬 に斎行されました。宮中の武徳殿で催 、乗尻を奉仕して盛大 上賀茂 五日に恒例により同 神社 の競 馬会

都合で揃わないため止むなく五番の 競馬で斎行することになりました。 ましたが、今年は乗尻が仕事や学業の 上旬の初会合から始まります。 乗馬練習は三月中旬から四月末ま 年の競馬は六番の競馳で奉仕し

式の練習日程などの打合せを行う一

仕する所役

乗尻の人選、乗馬或は儀

例年競馬会神事の準備

は神事に奉

取り組みました。 習を雨のため中止した日が多く、天候 予定しましたが、今年は期間前半の練 く乗尻、指導者が一体となって練習に い日数で前半の練習不足を取戻すべ が回復した四月上旬以降は残り少な

二月の初会合以来、乗馬練習や儀式

司以下所役が馬場殿に着座し、馬の年 は爽やかな晴天に恵まれ、午後より宮 競馬の組合せを決める儀式です。当日 番を迎えます。 進めていよいよ五月の競馬会神事本 作法の練習、用具の整備など諸準備を 歯毛附を記録し、 五月一日の足汰の儀は五日に 馬の遅速と乗尻の技 行う

よ り競馬の 伎両を見る素駆け、 組合せを決めて競馳をい 素駆けの結果に

前の菖蒲根合せの儀に続いて午後 た雨も上がり、緑滴る五月晴れの中五日の競馬会当日は前日に降り続

階下乗尻所役は本殿に参進し神前で 頭に出仕、庁の屋で勧盃の儀、 から競馬会の儀が斎行されました。 の鳥居前で日形乗、月形乗、次いで 競馬会の儀は、乗尻が馬に乗って社 切 陰陽代 目代

することができました。 の古実による乗儀、二番以下の二頭に 合いとなりました。 方とも二勝二負一分けと勝負は分け よる競馳と古儀に則り無事に奉仕を 今年の競馬会神事の結果は左方右

次の方々でした。 また、今年の競馬会神事 0) 奉仕者は

平成十一 年競馬会神事奉仕者

四番左方 一番左方 一番左方 番左方 能登国土田 加賀国金津庄 美 近江国舟木庄 阿波国福田庄 若狭国宮川 作国倭文庄 庄 山本智也 岡本氏和 浦野邦洋 西池成清

播磨国安志庄 美濃国脛長片 山本宗尚 岡本征晃

左方扶持 右方扶持 (記録写真

岡本清信

五番左 三河国小野田

庄岡

関目季亮 本征敏

中明

治四十年四月二十八日(1907)

祖在實君

九百年薦事報告書より

日季弘

左方後見 左方後見 右方念人 左方念人 西池勝太郎 一田保輝 忠顕

頓宮預 右方後見 右方後見 左方肝 煎 藤木 弘直 市 和顕 西 池成晃

が見守る中で、一番の倭文庄、金津庄
埒の両側を埋めつくした多数の観客

おいて競馳をいたします。競馳は馬場

奉幣の儀を終えた後、頓宮前の馬場に

右方肝 右方肝 左方肝 煎 煎 煎 山本正信 山本浩久

催方 催奉行 堀川潤 岡本 北大路元顕 本清仁

催方

岡本正和 堀川経史 本経光

(解説 (解説) (記録写真 藤木正直 堀内義晃 本紀博

西池隆造

所 役

堀内保丸

五十二首の内の五首

献備之歌 対花言志

山にこゝろ高くもさく花 にめてらるゝ身ともなりな 従三位子爵 Ш

神山 昔の春をおもひいてつい の千とせにちかき花を見て 部 北河原伯雅

咲花もめつらしとてやさくならん 千年に近き昔かたりを 矢嶋釣之助

世ゝをへてうつろふ花の色みれ むかしの春はかへらさりけり 井藤龍

咲花の色に習ひて老か身 ifi

むかしの春にかへれとそ思ふ

在 實一千年祭に向けての投稿(其三)

岡本光子(京都市北区上賀茂)

のタマフリを浴びる。

先輩の勤められ

いがあって、

その流れの中で賀茂縣主

行事すると遠く生命の川を逆上る思

また、

想い出が甦ってくる。「伝承」を

## 寄 稿

## 沈黙の伝

藤木

茂

めら は、 丰 会の初会合が持たれる。私の季節の暦 競馬会の奉仕を始めると、さきに勤 の姿が去って、 く頃となると、賀茂祭の開 庭から何時とはなしに、 れた先輩方が頻りに思い出され、 つもそのように巡ってくる。 代ってイカルの声を ジョウビタ 幕、 競馬

が思い出される。 三さん、岡本清一さん、松下三男さん れた方々で、 も懐しく、 勤める同 け、 た姿は脳裏を離れず、その影は私を扶 かつて、五月五日の催奉行を勤めら 私 の中に甦ってくる。 族の少年や年配の誰をみて 頼もしく思える。 今は故人である、 そして、 山本春 相

神

山の麓で祝詞を奏されている写真

緒させて頂いた。

奉行が乗尻を率いて、

ŋ

の最後の行事である「山

駈け」を

岡本さんのとき、松下さんのときも、 ゆくような気分になった。 お顔の表情であった。 て下さった。 少し居ずまいを直されて、黙って応じ を向けたものである。山本さんのとき まって「一枚お願いします」とカメラ るときがあって、 奉行のみが広い馬場殿にただ一人残 らって馬場殿に帰り昇殿するまでは、 く、さりとて、 中にも糖分がゆっくりと拡がって 深みを感じさせる、穏やかな、いい いつものことながら、乗尻が禄をも 何れの奉行も、 難しい顔ではない、歳 そんなとき、 そして、 笑顔でな 、私の体 私はき

めたその

始源的現象をも蔽って盈ち

祖

につながり、大神をここで祀りはじ

おもえば、賀茂氏によって競馬会の 0) ていた。 御門斎院こと式子内親王の一 た一日、 仕立直しを依頼して、 いま一枚 の写真は第三十

ときの神主は重忠である。 年に最初の葵祭りを主催されている。 た。六、七歳である。 年)十月斎院に卜定された。 一条帝の即位にともなうものであ 式子内親王は平 治元年 三年後の応保 以後八年 異母兄 Ŧi.

第 4 号

D

ておられる。

昨年は、 元

十五.

日の

本祭

今は北大路

顕さんが奉行を勤

恋

のだと思っている。

看双眼色

語似無愁

奉仕が始まってこの方、ながい間、

見

めて来られた代々の奉行の眸を、

ま

眼の奥の静かな海を看せて頂いた

豊かで、 であった。祝詞の止んだあとの沈黙は 私の耳には、聞えたり、遠くなったり 空を超えた次元へ浸透してゆくよう する。その声の響きを繋ぐ狭間で、時 なずんでゆく靄々たる疎林を縫って、 方の辺りに、かつては、斎王さまの「か んだち」が設けられたのだと云う。 枚である。奉行の坐していられる前 北大路さんの祝詞がよかった。暮れ ここ(一面・編集子注)に掲げる 私の生涯を超えて、透明に先

である。 して頂きました」と供養した時の る。これは傷みがひどかったため表装 床に掛け「おべべを新しくさ 出来上ってき 一代大炊 幅であ to

七歳である り「み垣内」にあって、 「病に依り」斎院を退下された。 嘉応元年七月

顧されて詠まれたものである

П

ここに掲げた懐紙

0)

お歌

は

後年

1

忘れめやあふひを草にひき結び かりねの野辺のつゆのあけ 院に侍り 時 神たちにて 式子内親王 II

たときのことである。 なく神に近づかれ、その名誉を担 心身を浄め、 阿礼処女として、 限 わ 九

いて、 頂 は、 出来たのであります。同族会の皆様と 気の密度をイメージで体験さして頂 幸いに私は山駈けの きたいと希っております。 心霊的知覚への存在を知ることが またの機会には是非ご一 神館のあった辺りの気配と、 あ 0) 緒させて 場 面 75 於

九九年二 11 十日

### 「シンボルマーク」について

応募して頂いた「4」作品の 中から、6月19日理事会・ 評議員会出席の役員 19 全員の投票方式で岡本清信

氏の作品が選ばれました。 丸い縁の中にヤタガラス と葵の葉が共存する図柄 さらに専門家の補足を 得て使用してゆきたく思い ます。

## 同 族会東京の

堀内保

丸

た方々を併 氏より「その後の様子?」とのお問 留意致しました。やがて年末、北大路 が る趣旨のご提案があり、 より「東京近在の会員方も少なくない れなく、 :向くに至りました。各位のご異存も で、 せと共に助言を得ました。これを 秋、 か この際、 今後の活動に資されては?」な ねて西池成晃氏から承って 私はソフトなご依頼として 先祭の当日 せ、 何かのまとまった形を 西池伸弥氏と手分け 北大路 私に始動の話 元顯 L 11 顔

## 歒 壇

上賀茂 北大路和子

奈良の 1/1

大茅の 越越 輪青く匂ひて清すが へ の 夕閣 0)

そぎする袂に涼し産 奈良の 小川 を過ぐる夕 1: 0 風

(受賞の 歌 秋 月

雨 の露もまだ干ぬ秋の お きまどふ十六 夜 0 野 月に

北大路和子さんは平成十年九月 にて京都府知事賞を受賞されました。 「平成の歌 5 elV

地

で

何処に住み、

どの

ような生活を送

第 4 号

こ了承を得ました。 子細は略し、 発起人依頼に及びました。 結果として左記 プロ 各位

集いについて

合八名がグランドヒル をオブザーバーとしてご出席頂き、 合わせを致しました。 堀内保丸 西池伸弥 尚 月三十日、 本清孝 (敬称略、 西池成俊 中大路保利 偶々上京の西池成晃氏 五十音順 市 藤木芳清 ケ谷にて初 西 池氏 智 都

まず第一 藹々、 分は隔月に会して事を計ることとし、 た。 当日はさながら旧知のごとく、 以 かつ積極的雰囲気に終始し、 上簡略ながら経緯まで。 回会合を四月三日と決め 当 ま

和

気

三月 十四日受理

### 会の 関 東地区支部 発足を目指 して

同

族

われ て、 幕府との伝奏役を勤めていたことか 親祐季が、 地である京都を離れたのは、一 7 て京都御所 推測すると、 頃 私 私 ます。 のことでしたでしょうか。 0 都落ち, 曾々祖 共の親族内でも、 爾来、 幕末当時の宮中において、 父である季益が、 への就職が叶わなくな 明治維新後の遷都によ したのではないかと思 横 浜市 世紀以上が 先祖達が京の 西池伸弥 墳墓の その 体、 、過ぎ

セス 祭 なって来ておりま 0 祀 ていたのかも分からず、 の仕 方も満足に

H

来な

状

況に 祖

また、

先

方々の、 受諾いたしました。 振りに敬意を払っておりましたが、遠 族会の役員を始めとする関西地 協力できればと思い、 面 このたび、 、離れている身として、 依頼を受けました。 一の拠点づくりに協力して欲し 堀内保丸氏 同族会各種行事における活躍 思いがけずも同 (東京在住) 非力をも省みず 日頃から、 いささかでも から関 族会役員 当同 い旨 X 東 0)

11 n P 族会副理事長の西池成晃氏にも同 から快諾を頂きました。そこで、 族の方に声をお掛けした処、 0 12 あうと共に、 して頂き、 たまたま東京に出向いてこら 会合を開くことになりました。当日 在住で、 早速、 同 月三十日に東京市ヶ谷で初めて でした。 等について話し合いました。自 かなければという思 ーツを詳らかにし、 族会に寄せる思いなどを紹介し 当面、 堀内氏と分担して、 堀内氏の司会で各自の近況 支部発足に向 協力して頂けそうな同 祖先を顕彰して いは けての段取 全員の方 東京近郊 共 れた同 通 去る らの 0 席 は 0) 4

です 15 これ 向けて何 が、 からも、 年 内の 回かの F 可 族会関 会合を重ねる予定 時 期に 東支部 関 東近 の発足 郊在

> しております。 が より、ご先祖について共に学ぶ場など にご参加頂き、 挙がっておりますが、 主 います。 住 催の 出来れば素晴らしいことだと期待 案内をすることが出来るも の同族会会員の方々に 行 早くも、 1事に参加しようという声も 会員相互の親陸はもと 三月 スを連ね 是非、 174 [日受理) 総会開催 大勢の方 て同族会 0) と思 0)

### 会 務 報 告

◎第十四回理事会 平成十年十二月二十日 常務理事 (出席十二 開催 二欠席 路 顯

会員資格に関する件

ちに系図チームと合体し、名簿系図チー は次回以降役員会に持 解を得るも更に検討することとなり 交通費補助について提案されたが大凡了 系図チームなど各チームのメンバーが当 於いて承認された。 となる)結成以来数回の会合を経て、 三忌服に関する件 法人の指示により会議に出席した場合の 口交通費補助に関する件 資格基準が理事長へ答申され、 年十 役員 平成九年十一月会員名簿作成チー 旧社家が神社に出仕していた時代に (理事監事評議員)、会員及び名 一月六日付で賀茂県主同族会会員 (→参考① 本理 事会に

競馬会神事に -間主要事業の一 決められた「服糺令」 人の判断で対応してきたが、同族会 ては、 つである神事奉仕、 近年の乗尻不足 (忌服規定) に従 特に 取

1

成

A

0

在の神社の忌服規定を参考にして検討し とになった。 いては神社側の意見も聞き再検討するこ てはどうかとの意見が出され、同族会とし ては基本的には服糺令に従うも神事につ 一服喪期間の短縮について審議するも現 (忌服規定の取扱規程は別

◎第十五回理事会(出席十二欠席 平成十一年三月十四日開催

一平成十一年度事業計画及同予算の件

者助成費から分離し交通費として処理す 照)については予算案神事 る人達に対する交通費補助(第二号議案参 審議し全員の賛成を得た。 ること、此の他予備費及別途積立金の予算 いて特に競馬会神事に乗尻として奉仕す を増額し、諸活動の資金とする等について より活発化すること、それに伴う予算につ 事業計画について概ね昨年度の活動を (ハ)祭祀奉仕

口乗尻交通費の補助の件

受け今回再審議になったものであるが、今 費) について補助してはどうかとの意見を た。(→参考② して再提案され、原案通り全員の賛成を得 通費(役員の場合は会務の為に要する交通 十三回評議員会に於いて乗尻と役員の交 会議その他に出張する場合の交通費補助 会員等が当法人の指示により会務の為に に関する規程として提案され、その後の第 は乗尻のみに限定して補助するものと 本件は第十四回理事会に於いて役員及

る同族会の諸行事への参加の場合の忌服 同族会員が神事奉仕及神域内で行われ

> を作成した。(→参考③ 心得に関する件」及「神職除服出仕に関す もので、今回は神社本庁通達の る必要があるとのことから再提案された 現在の神社の忌服に関する規程も勘案す 於いて提案され「服糺令」だけで判断せず 期間の取扱いについて 第十四回理事会に る件」を援用し別掲の通り同族会忌服規程 「神職服忌

四その他報告事項

平成十年度助成金応募状況について 久我神社春季例祭への参列要請 今回は役員を含め七名が参拝した。

神社側召集の競馬会神事に関する初会 応募金額一、五七六千円

三月六日現在募集者一六六名

神社に現物寄贈する予定である。 たので、評議員西池氏のご厚意斡旋を得て 望することとして(又それが叶わない場合 際の危険度を考え枕木の敷設をしたもの を考え、現在敷設されている枕木の内側に 練習時を含め祭儀当日の落馬時の危険性 の安全対策について、同族会としては乗馬 料については数年間耐えられることから 十二日神社側に申し入れを行い、了解を得 ても申し入れを行うことにした)、三月二 コーン (三角形で移動可能のもの) につい 練習が出来る対策としての柵の敷設を要 であるとの回答があるも、乗尻が安心して の観点から石垣の敷設を考えたが競馬の は当初奥馬場を含めその付近の環境整備 柵の設置をお願いした旨申出。神社として 一月二十八日に柵の敷設を完了した。尚材 対策として工事現場で見かけるカラー (二月七日) 時の奥馬場 (乗馬練習場)

第三号議案 第二号議案 第一号議案

口乗尻交通費補助に関する件 ||平成十一年度一般会計予算の件 ◎第十三回評議員会(出席二十 事業計画に基づき予算案を審議す 平成十一年二月二十一日開催 欠席

日同族会忌服の取扱いの件 今後の検討課題とした。 だ支給し得る財政状態でないところから 議決されたが、役員の交通費については未 本年度も予算の範囲内で補助する事が

平成十一年度事業計画及び同予算書 三月二十五日付京都府教育委員会宛提 出

四その他報告事項

久我神社春季例祭 (四月一日) 六名参列 曲水の宴 (四月四日) 羽觴所役(童子)

中大路忠幸 西池 西池 拓桑暉 西池 山本 中大路義昭氏の次男 西池勝太郎氏の孫 憲二氏の孫 浩久氏の長男

参考①

○賀茂県主同族会会員資格基準

平成1020第十二回評議員会 平成102第十五回理事会

にて議決

を有し、かつ賀茂姓(注一)を継ぐ者で世 第一号 男系、女系を問わず賀茂氏の血統

◎第十二回評議員会 (出席十八欠席四) 平成十年十二月二十日開催 忌服について 交通費の補助につ 会員資格について いて

第十五回理事会第三号議案参照 りの会員とする。 (注三)

○賀茂県主同族会会員資格基準運用規定 では未議決 (名簿系図チーム答申―評議員会・理事会

帯を持ち、かつ二十歳以上の者を含む事と 員の兄弟姉妹、 →今迄戸主のみに限定していたが、今回会 格基準と云う)の第一号に該当しあらたに 会員資格を得ようとする者とは 一、賀茂県主同族会会員資格基準(以下資 子、孫で賀茂姓を継ぎ、世

口賀茂氏の血統のない男子が賀茂氏の 子)及びその相続人 子と結婚して賀茂氏の家名を継いだ者(養 女

びその相続人 資格を得ようとする者とは 一、資格基準第二号に該当しあらたに会員 .賀茂氏の家名を継いだ者 (入婿入嫁) 及

歳に達した者。 帯を持った者(同居別居不問)又は満二十

第 者の相続人で世帯を持った者(同居別居 名を継いだその家の代表者、なおその代表 第 一号 又は満二十歳に達した者。 賀茂氏の血統なくも旧社家の家 前記第一号及び第二号に該当す

りとする。 を希望した者。但しこの場合は本人一代限 る者及びその子で他家(注二)に入り入会

(注一) 賀茂姓とは明治二年八月二十二日 五十一家を云う。 結番御籍に苗字の記載ある家名

第三号に該当しない現会員は本人一代限 、経過措置〕 資格基準第一号、 他家とは賀茂氏以外を云う。 第二号及び

賀茂氏以外の姓に変った者 として会員資格を得ようとする者とは 三、資格基準第三号に該当し一代限り会員 姓を継いだ者は第一号会員となる 者、及び一代限りの会員の子又は孫で賀茂 |一会員の子、孫が他家に入り(養子、嫁入) 「現在会員であるが資格基準第一号及び 一号に該当しない者(賀茂姓でない者) 一代限りの会員で元の賀茂姓に戻った

七、前記五の合同会議は理事長が随時 族が所定の様式 し出るものとする 資格を得ようとする時は、本人若しくは親 六、第一号〜第三号に該当しあらたに会員 員会合同会議の議決による (別紙) により理事長に申 招集

## 一参考②

のとする

し、決定の内容は直ちに本人に通知するも

県

平成1101年五回理事会 乗尻が競馬会神事(乗馬練習、習礼を含む) 平成11021第十 に奉仕する為に交通機関を利用した場合、 ○賀茂県主同族会乗尻交通費補助規程 二回評議員会 にて議決

賀 茂

し請求するものとする。 交通費は交通費請求書 (様式二) を提

これに要した交通費の補助について定め

種 别

母

舅 姨

夫

妻

舅 姑

養父母

継父母

異父兄弟姉

嫡母

養子

親

外祖父母

服

30

90

150

13 7月

90

90

7

7

90

30

30

7

日 外

三、交通費の算出は、出発地目的地間を結 情により前金払をする事が出来る。 交通費は原則として事後払とする。 事

ることをきもに銘じつつ」頑張ろう 「賀茂大神様が常に見て下さってい

えなし

の関係同族は前記一~三に準じても差支

種 别

内

親

高祖父母

曾祖父母

祖父母

父母

伯父

嫡子

庶子

嫡孫

下さい。

孫

兄弟姉妹

従父兄弟姉

姪 甥

叔父

女子

神事奉仕及び諸行事に対しては家族等

ぶ最安値運賃経路で計算するものとする。 金とする 交通費の対象は交通機関の運賃及び料

定める。 、交通費の補助率は予算の範囲内で別途

り適用する。 (付記) この規程は平成十一年三月 日よ

Ŧį,

新会員の承認に際しては、

理事会評議

平成11021第十五回理事会 平成1034第十二回評議員会 ○賀茂県主同族会忌服規程 にて議決

(旧社家) に伝来する服糺令に定める忌服 取決めに従って来た。 同族会会員の忌服については旧賀茂社

場を除く)

の神社境内

を適用している。 る件 (注一)」、「神職除服出仕に関する件 ては神社本庁通達の「神職服忌心得に関す 一方現在の上賀茂神社では忌服に関

服

90

30

13 7

13 7

90

90

30

30

30

30

13 ケノ

假(忌)

30

50

10

50

50

20

20

10

10

10

10

日

決された内容について一部文言を追加し 同族会の諸行事(注三)に参加する場合の る神事 (注二) 並びに神域内で行なわれる 取扱いは次の通りとする。尚評議員会で可 これらの現状をふまえ、同族会が奉仕す

る場合は前記一による事 三、当人の住居意外に遺骨が安置されてい った後除服の祓を受ける事 遺骨が安置されている場合は納骨が終わ 一、服糺令の忌の期間が終わった後、 一、忌の期間が終わっても当人の住居内に (注四)の祓を受ける事 除服

假(忌)

10

20

30

50

20

20

3

3

20

10

10

3

から「賀茂県主だより」でお届け

しま

日

一、忌の期間は次の四種に分ち所定の期間 これに服する。 (注一)神職服忌心得に関する件 (抜粋)

イ、父母 夫 妻

但し七歳未満の子

ニ、高祖父母 曾祖父母 祖父母 孫 兄弟姉妹 曾孫 玄孫 兄弟姉妹の孫 甥 伯叔父母  $\overline{\mathbf{H}}$ 日 H

(注二) 競馬会神事、葵祭、 従兄弟姉妹 従曾祖父母 曲水の 宴

往三 系図展観、祖先祭

び境内社務所前道路以東(但し東月極駐車 神域の範囲…一の鳥居、 (注四) 除服…忌明の清祓 玉 垣 白壁以北及

編集後

記

表

Ħ	
1	旧賀茂社
月	服
月	糺
	令の
	假
	(忌)
	服期間

(記)	}		
服期間	]		ļ
に申し訳ありません	すなか本号の発行が	も終わり、盛夏への	C 賀茂社でのプラオ

〇買支土での六月 末のみそぎの神 か遅れてしまい誠 うつろいも感じま

若年の会員が中心となって各種の有 いろな活動を進めようとしていた記 主同族会を結成した大先輩達がいろ 五年当時にも、任意団体として賀茂県 意義な活動を進めていますが、昭和十 ○昨今、当財団法人賀茂県主同族会も の指針になるものと考えます。 介しようと思います。活動 録があります。これを今回別紙にご紹 ○いよいよ紙名も決まりました。 歴史等を知り、 今後の我々の活動 への考え方 五号

〇会員の方々のご寄稿をより多く載 てゆきたく思います。 を交流させ、より一 せたいと思います。同族の方々の思い 層温かい会紙にし ふるってご寄稿

Ti.

七日

「葛城山巡り有志の会」より 恒例の日帰りツアーについて は、前号予告どおり8月15日に 実施します。行先は室津賀茂神 社です。締切が8月10日と迫っ ておりますので、参加御希望の 方は電話または Fax でご連絡下

北大路元顕 075-791-6679 成晃 078-592-4634 (どちらも Phone&Fax 両用です)